

令和6年度第1回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時：令和6年7月4日（木）午後2時から

場 所：c o c o b u n j i プラザ5階 リオンホール（Aホール）

出席委員：内藤孝雄会長・藤巻正樹副会長・宮崎悦子委員・森田秀子委員・宮崎邦子委員・鹿島岳志委員・新藤圭一委員・太田里子委員・新川保明委員

事務局：新井健康部長・越川保険年金課長・増井国民健康保険係長・小松・渡辺

会長 ただいまから、令和6年度第1回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会を開催します。それでは、本日は諮問書の交付がありますので、お願いします。

井澤市長 それでは、諮問書の交付をさせていただきます。

諮問第1号、令和6年7月4日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長、内藤孝雄様。国分寺市長、井澤邦夫。

国民健康保険の運営について（諮問）。国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく諮問いたします。

記、1、国民健康保険税の課税限度額改定について、2、国民健康保険税率の改定について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま市長から諮問書を交付いただきました。それでは市長より挨拶を頂いてもよろしいでしょうか。

井澤市長 皆様、こんにちは。大変お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。また、引き続きのご審議をお願いしたいと思います。

日頃から、委員の皆さんには国分寺市の国民健康保険についてのご理解、ご審議いただきまして、ありがとうございます。今、国保をめぐる情勢というのは非常に厳しい状況にきています。変革期にきていると言ったほうが正しいのかもしれませんが。第一には、今年の12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、従来の保険証の交付が終了となります。

また、2つ目には、10月から社会保険適用事業所の段階的拡大により、比較的所得のある方が国保から抜け、社会保険に移行するということでございます。さらに令和8年度には国の少子化対策の財源として、子ども・子育て支援金の創設が予定されております。

一方、国のほうでは、同一都道府県内での保険料水準の統一を進めるよう、強く市町村に求めてきており、昨年には保険料水準統一加速化プランの作成をしたところでございます。

今般の国保をめぐる状況には、国保財政の厳しさということが浮き彫りになっておりますが、市では被保険者の負担を抑えるため、保険税率を低く設定し、一般会計からの法定

外繰入れにより収支の差を埋めてまいりました。しかし、令和4年度の一般会計からの法定外繰入額は11億円を超え、国分寺市財政全体に与える影響は大きなものとなっています。

今後も安心して医療を受けることができるよう、保険者である市として責任を果たしていきたいと考えています。委員の皆様には、前年度に引き続きまして、幅広い視点から活発にご審議いただければと思っています。私からの挨拶は以上とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

会長 ただいま市長よりご挨拶をいただきました。市長は公務のためここで退席されます。ありがとうございました。

会長 それでは、これから協議に入りたいと思いますが、その前に、事務局から本日の出席について報告と異動がございましたので紹介をお願いいたします。

新井部長 皆様、改めまして、こんにちは。この4月1日に健康部長に着任いたしました新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、とても暑い中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。昨年度に引き続き、今年度につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本年度の事務局の職員の紹介をさせていただきます。保険年金課長の越川でございます。

越川課長 越川です。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

新井部長 続きまして、国民健康保険係長の増井でございます。

増井係長 国民健康保険係長の増井です。委員の皆様、昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

新井部長 続きまして、国民健康保険係の小松でございます。

小松 国民健康保険係の小松と申します。よろしくお願いいたします。

新井部長 同じく渡辺でございます。

渡辺 国民健康保険係の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

新井部長 以上になります、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 では、本日の出席についてご報告いたします。出席者9名、欠席者7名です。したがって、運営に関する協議会規則第7条の規定により、委員総数16名の2分の1の出席を頂いておりますので、会議は成立しております。

議事録署名委員につきましては、宮崎悦子委員と鹿島委員をお願いしておりますので、よろしくお願いします。

ここで具体的な協議に入る前に、先ほど市長からも今般の状況についてお話しさせていただいたところではありますが、保険年金課長から補足的に昨年度との変更点を軸に少しお話しさせていただきます。

1つ目に、国は昨年10月に保険税水準統一加速化プランを作成しましたが、早くも6月末にこの加速化プランを改定し、保険税水準の統一化の目標年度を令和15年、遅くとも18



年とすると表明しました。これまでの加速化プランでは完全統一について明確な目標を設定していませんでしたが、今回国から目標年度が設定されました。

この取組を後押しするために、国としては財政支援のインセンティブを与えるとのことですが、本市は、被保険者の生活を守るために、一般会計から資金を繰り出して標準税率との差を埋めてきました。このような本市にとっては、とても厳しい状況になりました。

後ほど説明いたしますが、資料1にありますように、本市は、昨年度、国保の財政健全化計画を変更して赤字解消、つまり、保険税率を標準保険税率に合わせる目標年度を定め、令和24年度としました。変更早々、国の加速化プランに既に合致しないことになってしまいました。

皆様、ご存じのように、国保税は市町村条例で定めることが法令で決まっております。それにもかかわらず、都道府県が定める市町村ごとの標準保険税率に合わせなければならない状況です。もはや市町村の政策判断により保険税率を定める余地がなくなり、市町村条例で定める意義が見いだせなくなってしまうと思います。地方自治体の中では、国保税率を都道府県条例で定めてしまっただけではよいのではないかと、そのように改正したほうがよいのではないかと、国に対して提案をしたところがあるぐらいです。

2つ目に、改正子ども・子育て支援関連法が国会で可決、公布されました。この法律改正により、少子化対策の財源を確保するための子ども・子育て支援金制度が令和8年度から導入されることとなり、この支援金の財源を、議論はありましたが、医療保険者が保険料と合わせて徴収することになってしまいました。

国の試算では、国保では令和8年度から1人当たりの支援金として月額で250円、1年だと3,000円を本来の国保税と合わせて徴収しないといけなくなります。さらに、この支援金の額を段階的に上げていくと国は言っております。国の説明では、これは未来の子どもたちを守り、社会保険の担い手を育てるためであるため、実質的な負担増なしとは言っているのですが、被保険者や、私たち徴収する側にとっては、これはやはり実質の値上げではないかと感じているところです。

3つ目に、今年の10月から被用者保険の適用事業所が拡大となり、従業員数51人以上の企業で働いている短時間労働者を社会保険に加入させることが企業の義務となります。令和4年度にも適用事業所が拡大となり、そのときは101人以上の従業員がいる企業が対象となりました。

本日、当日配布資料の2の1「国保加入者数と国保加入率」を見ていただくと、令和3年度から令和4年度で減りが大きくなっており、適用事業所拡大の影響になると考えられます。

このとき適用事業所が拡大となったのは10月からだったのですが、10月と翌11月において、社会保険の加入によって本市の国保を脱退した方の人数を確認してみたところ、前年度比で60%増となっていました。適用事業所の拡大により、国保加入者の中で、比較的所得があり国保財政を支えていた方が大勢国保から抜けていました。同様の事象が今年度



の10月の適用事業所の拡大時にも起こるのではないかと予測しています。

少し視点を広げますと、国は短時間労働者などを被用者保険適用除外としている現行の社会保険の制度が、事業主に対して非正規雇用を推奨すると、そういう面があるのだと考えていて、被用者保険の適用拡大をさらに進める必要があるとしています。フリーランスの方やネットで請負のような形で仕事をしていらっしゃるギグワーカーなどの、現在の社会保険では国保以外には加入できないような働き方の方についても、社会保険に加入できるように制度を整えていくと表明しています。

国の審議会の報告書や内閣府の見解を見ていくと、将来的には、企業規模や働く時間、雇用形態を問わず、全ての従業員に対して被用者保険の適用を拡大する勤労者皆保険を目指し、その実現に向けて取り組んでいくと示しています。

そうしますと、市町村国保では、退職した方や失業して国保に入った方などの加入比率が高まっていきます。自営業の方も、国保に入るより会社組織にして協会けんぽとか国保組合に入ったほうが、保険料が安く済むと考え、脱退していくかもしれません。そうなった国保が、当然の結果として本来目指すところの独立採算制が成り立つはずがありません。国保財政に関わっている他市の課長とはよく課長会で話しているところです。

本日の当日配布資料2の裏面です。各保険税の比較というのを見ていただきたいのですが、当日配布資料2の裏面の図、下から3番目の保険料負担率をご覧ください。国保の保険税は高いとよく言われるのですが、確かにほかの医療保険よりは少し負担率が高くなっております。

一方、加入者の1人当たり医療費を協会けんぽと比べたところ、2倍以上になっているにも関わらず、加入者1人当たりの所得は協会けんぽの54%しかない。国保制度の課題として、所得が低いにもかかわらず医療費が高いと一口に説明されるところなのですが、これをきちんと見ていくと、所得が約半分なのに医療費を倍使っているということです。

被用者保険では労使で保険料を半分ずつ負担していますが、国保財政では、4分の3は公費やほかの社保からの支援金で負担しています。もともとの制度が予定している被保険者の負担分というのは、実際に必要とする経費の4分の1に過ぎないところです。さらに本市の事情としては、ここに一般会計からの繰出金を投入して被保険者の負担を軽くしています。

国保税が高く感じるというのは、決して国保を運営するための費用の全部を被保険者負担で賄っているからではなく、医療費を多く使っている、使わざるを得ない状況にあるからです。加入者の年齢や就業状況から見ますと、ある意味、医療費が高くなるのはやむを得ないことになるとは考えています。

今、お話ししたように市町村国保の運営は、年々厳しくなっています。そういった中で市町村国保を今後どのような方向で運営をしていけばいいのか、財政上成り立つのかについては、国から示されていないところです。いろいろなところで、市町村から、都道府県からも国に要望を上げているところなのですが、この先の目指すところというのは、ま



だ見えない形ではあります。

本当に先行きが見えづらい状況ではあるのですが、社会情勢が大きく変わっていく中で、10年、15年先を視野に入れて、国分寺市の国保税率をどうするのかという、保険者としての決断を迫られています。とてもとても難しい問題ではあるのですが、ぜひとも皆様のお考えを伺いたいと考えておりますので、活発にご議論いただければ幸いです。長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。では、協議に入りたいと思います。

協議事項で「国民健康保険税課税限度額について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。協議事項の課税限度額改定や国保税改定につながる内容になりますので、先に令和6年2月に国保財政健全化変更計画書を策定いたしましたことについて、ご報告をいたします。資料1をお願いいたします。

この国保財政健全化変更計画書は、国保財政における赤字を抱える市区町村に対して、その解消のために国や都から作成を求められているものです。これまでの令和6年度までの計画に続く削減計画として、裏面の令和7年度以降について新たに変更策定をしたものになります。

これまでの変更点といたしましては、赤字解消年次目標につきまして、令和4年時点での国保財政の赤字額を踏まえ、従来の令和19年度から5年間延伸し、令和24年度に変更しております。また、同年度までに平均的に削減すべく、毎年5,000万円を削減予定額としておりますが、国の加速化プランで示された令和15年を完全統一とする年度を現在、超過している状況にあります。

各市の赤字解消計画年度につきましては、当日配布させていただきました当日配布資料1を御覧ください。こちらは、26市の赤字解消目標年度を取りまとめたものになります。解消年度は26市平均では15年度となっておりますが、本市の定めた令和24年度解消は、府中市とともに最も遅い水準となっております。

続きまして、国民健康保険税の課税限度額について、資料2をお願いいたします。

こちらは課税限度額を定めた国分寺市国民健康保険条例の抜粋です。本市の国民健康保険税の課税限度額は、現在、医療分が65万円、後期高齢者支援金分が22万円、介護分が17万円、合計104万円と定められています。

続きまして、資料3をお願いいたします。こちらは国民健康保険税の課税の根拠となる地方税法と地方税法施行令の抜粋を記載しています。上段の地方税法の規定のとおり、国民健康保険税の課税額については、地方税法施行令で定められた金額を超えることができないとされております。この地方税法施行令が令和6年4月に改正され、後期高齢者支援金分については2万円引き上げられ、24万円に改正されています。なお、基礎分65万円、介護分17万円については、改正はありませんでした。

今回、協議をお願いしたい内容といたしましては、この施行令が改正されたことにより、

本市の後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げることにについてです。

続きまして、資料4をお願いいたします。こちらは課税限度額引上げによる影響について調査を行ったものです。後期高齢者支援金分を2万円引き上げた場合、約560万円の調定が増加するものと見込んでおります。

また、資料5、そして、6については後ほど説明をさせていただきますが、多摩26市、そして特別区の課税限度額が示されていますので、参考として御覧ください。

26市で後期高齢者支援金分の課税限度額が地方税法施行令と同額まで改定されていないのは、本市を含めて7市です。立川市、武蔵野市、府中市、昭島市、調布市、小平市、そして、本市です。なお、特別区におきましては、23全ての区において施行令と同額まで引き上げられています。

資料の説明は以上です。今回の諮問事項1番の国民健康保険税の課税限度額の改定について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から国民健康保険税課税限度額に関する資料について、ご説明を頂きました。

では、これより皆様のご意見を頂きまして、課税限度額改定について、協議に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

被保険者代表 よろしいですか。課税限度額の諮問事項について改定があるたびに、諮問を受けてきて答申していますが、課税限度額が上がることによって影響を受ける方というのは、いわゆる所得が高い方という認識ですね。保険税の負担能力は十分にあるだろうということなので、私は、この改定に合わせるという従来と同様でいいと思います。上げるのが妥当であろうということです。

会長 ありがとうございます。資料4の影響額について562万300円となるという箇所ですね。影響を受ける世帯数は330世帯です。ほかにご意見ございますか。

被保険者代表 確認なのですが、資料5ですね。26市の「所得割」「均等割」「限度額」というのがございますが、国分寺市の部分でいうと、まだまだこの率は低い水準という状況ですが、一番右側にある「課税標準額」というのは国分寺市が3番目になっています。これは、1人当たりの税金を払っている金額が上位の3番目という理解でよろしいですか。

事務局 こちらの課税標準額というのは、税率を掛ける前の所得というものになりまして、所得水準を示したものです。当然、高い所得であれば、税率にもよりますが、国保税のほか住民税、所得税などに直結してくるような部分になります。所得水準としては高いと捉えていただいて問題ないかと考えます。

被保険者代表 そういうことでありますと、逆に、一番上の八王子市は、課税標準額は23番目ということであるにもかかわらず、所得割や均等割等々が非常に高いところで、赤字解消は令和6年度に行うというような、私どもから見て非常に大胆に進められているように見受けられます。



これはこういった協議会の中で決められたことだとは思いますが、このいきさつについて、国分寺も上げれば上げるほど早く赤字解消すればいいとは思いますが、八王子市は何か特別なことをされたのか、協議会の議論の中で決めたのか、教えていただきたいです。

事務局 事務局です。八王子市の国保運協の議事録を読みました。八王子は規模が大きいので、一般会計からの繰出金額が大変大きいです。議事録によると、いかに一般会計を圧迫しているかというところを市として考え、財政健全化計画を議会に諮って、どのように解消していくかというのを決め、それに向けて税率改定をしてきたというところですよ。

八王子市においては令和5年度に赤字を削減する予定だったのですが、東京都に納付しなければいけない納付金を東京都が大きく上げてきたので、令和5年度に解消できなかったという状況にあります。目指すところは、令和5年度に解消するように、ずっと国保運協でも議会のほうでも進めてきたところですね。もともとはやはり一般会計のお金を逼迫するということと、あとは国保に加入していない方にとっては、保険料の二重負担というところが八王子市では大きく議論されていたようです。

被保険者代表 そうしますと、八王子市の国保の保険料を負担している方々は、急激な保険料のアップということになるわけですね。

事務局 段階的にやってきたと思います。

被保険者代表 急に引き上げたわけではなくてということですよ。これは1つのヒントになるのではないかなと。赤字解消を令和15年度までにするため保険税率を段階的に上げるという今までと同じような形でやっていくと、目標年度までに間に合わない可能性もあるため、前倒していったほうが良いのではないかと思います。八王子市ができて国分寺市ができないということはないと思います、いつまでも赤字、赤字と言われてしまうのも、何となく気が重たい状況に思います。65歳辺りでリタイアして75歳ぐらいまでの間の健康保険を使う年齢は増えないとは思いますが、65歳以上になってくると、だんだん体のどこかが悪いということで、医療費を実際に使っている方は一般の健康保険や協会けんぽに比べれば、多いのは当たり前だと思うのですがね。

いずれにしても早急に今の乖離している状況をなるべく早く解消していくということは、必要ではないかなと考えます。委員がおっしゃられたように、少しずつ早目に進めていくのがよろしいような気はします。

会長 ありがとうございます。資料の5を見ると国分寺市の所得割は国分寺市の税率は26市中14番目ですね。運営協議会の中でやっと中間のところまで持ってきました。

ただ、当日配布資料1を見ると、赤字解消目標年度が令和24年度ということですので、国分寺市は長期スパンで解消に取り組むことを考えたわけですね。八王子市は早く底上げしてきでしょう。

今回の課税限度額の影響がこの金額で収まるのでしたらというご意見を頂いていますが、ほかにご意見ございますか。

被保険者代表 資料4のほうで22万円から24万円に引き上げた場合とありますが、こちらに示されている調定増加額があれば赤字解消となっていくのでしょうか。

事務局 この調定というものについて、意味を先にご説明させていただければと思いますが、これは課税をする額という意味です。今後、被保険者数がどんどん減っていくことが想定されています。また冒頭市長から、社会保険拡大によって今、規模の大きい会社へ被保険者がどんどん抜けていっているという話もあり、この額の収入が確実に見込めるということではありません。また、赤字解消は、保険税収入だけではなく、他の収入や歳出がどのくらい増えるかにより変動しますが、課税限度額が引きあがることで、赤字解消の一助にはなるものとなります。

被保険者代表 分かりました。

会長 このたびの課税限度額については、後期高齢者支援24万円以外は据え置きになるということですね。

事務局 医療分と介護分については、今回地方税の施行令の改正はありませんでしたので、据え置きということになります。

会長 皆さんからのご意見はほかにございますか、なければこの24万円に引上げということでもよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いしたいと思います。

(挙手)

会長 ありがとうございます。満場一致で、24万円に上げということで決まりました。ありがとうございます。

今回のこの配布資料の資料1の裏面に当たりまして、事務局、もう1回この計画のご説明いただけますか。

事務局 資料1の国保財政健全化変更計画書について、改めてご説明させていただきたいと思います。解消年度につきましては、令和24年度に5年間延伸をしております。こちらの経緯といたしましては、令和4年度時点で赤字額が既に11億円生じていたことから、これを令和19年度で解消と考えたときに、どうしても一度当たりの解消しなければならない額が当然増えてくるというところから、なかなかそれは難しいだろうというところを踏まえまして、5年間延伸をしたところになります。

そして、計画の中では令和12年度までというところになっておりますが、13年度以降については約6,000万円程度解消して、令和4年度時点での約11億円がゼロになるという計算の下、この5,000万円という削減予定額を計上しております。

以上です。

会長 ありがとうございます。企業に対する従業員数が101名を超える基準から、今度は51名の規模の従業員数に対して社会保険の加入義務が発生するということですが、このあたりももう一度説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局 まず日本では、国民皆保険ということになりますので、保険自体については、日本に住んでいる以上、どの保険にも加入するというのは、委員の皆様、ご存じのとおりか



と思います。

そして、今までは、101人以上の企業については、社会保険に加入することが義務づけられていたところですが、今年度10月にその基準がもう少し厳しくなり、従業員数が51人以上と引き下げられました。例えば従業員70人程度の会社に勤められて国民健康保険に入られている方は今まで入っていた国民健康保険から会社の社会保険に入っていくことが想定されるということです。

一般論として、企業の規模は、所得に比例していると言われておりますので、所得の高い方がどんどん抜けていく想定ができます。

会長 事務局からの話を聞いて、今後の国保はだいぶ変わってくるのではないかと感じました。当日配布資料2の被保険者数推移や医療費や保険料について総合的に考えていかなければ赤字の解消はかなり難しいところまで来ていると思います。皆さんからのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

被保険者代表 確認をしたいのですが、今、会長が進めている話は既にこの諮問事項の2の保険税率の改定に絡んで話を進めているということでしょうか。

会長 諮問事項2に入る前に今回の配布していただいた資料をみてお話を頂けないかということです。

被保険者代表 それに絡んで、さっきの100人や50人という、違う保険制度の加入拡大の流れで、国保の加入者が減っていくことが見込まれるという話はあったのですが、現状の国保加入者の職種の構成割合は分かりますか。

事務局 昨年度もそのようなご要望を頂きまして、今年度、税率改定をするに当たり、今、調査を開始しているところです。全被保険者を見ることは難しいので、無作為抽出した中で全体の職種のバランスを見られるのではないかと、今年度初めてやってみようかと思っております。

それを見て、今、実際に国保に加入している方の実態を把握し、国分寺市の具体的な状況を見ようと準備しているところでございます。

被保険者代表 最初の事務局の説明で、国が国保制度の廃止を見据えて、違う形態の健康保険制度に働いている人は一元化するという方向性を示しているとのことですが、もう一度具体的に説明をお願いしてもよいでしょうか。

事務局 勤労者皆保険ですね。仕事をしている方は、皆さん社会保険に入るといいます。仕事しているというのは、純粋な自営業の人、それも国が言っていることは、会社形態で5人以上のところは雇われている人ということで、勤労者皆保険、被用者保険に移すということを今、考えているようです。それなので純粋な自営業という方がどれだけ国保に残るのが見えてきていません。大概、自営業の方でも1人で営んでいる方というのは本当に少ないのかなと思います。そうすると、国保に残る方々は退職や離職をした方、あとは議員さん等、1人で仕事をやっていらっしゃる方、なのかなと考えています。

国は、勤労者皆保険を目指すということをはっきり言っているけれども、それ以外の方

が入るのは最後のとりでである国保であり、その国保をどのような扱いとするかの言及はありません。ただ、生活保護を受けている方も国保の中に入れていくべきということを財務省などは提案していて、一体、国保はどうしたら成り立つのかというのは現状見えていません。

だから、廃止ではなく、国保を残すけれども、働いている方が皆さん出ていった後の国保が一体どうしたら財政的に成り立つのか。そこが見えておらず、悩ましいところです。

被保険者代表 分かりました。

会長 続きまして、今日の諮問2に移ります。

現状の国分寺市の財政状況及び標準保険料を見据えつつ、令和7年度の国民健康保険税率を改定することについての意見を求めたいと思います。諮問2について事務局からご説明をお願いしてよろしいですか。

事務局 それでは、資料5をお願いいたします。

こちらは、所得割、均等割、課税限度額について、多摩26市の基礎、後期高齢者支援金分、介護分の3区分を合計したものと、その順位を示しています。

所得割につきましては、令和4年度時点で26市中26番目という水準でありましたが、5年度、6年度と2年連続で改定を行ったことにより、本市は14番目の水準となっております。

均等割につきましては、本市は同じく令和4年度時点では10番目の水準でありましたが、他市が改定を行ったことにより、相対的に水準が下がり、今年度は16番目の水準となっております。

課税限度額は先ほどご協議いただいたところになりますので、割愛をさせていただきます。本市を含む7市以外は、106万円となっている状況にあります。

また、今回、保険税率と収納率、1人当たりの課税標準額との関連性の分析を行いましたので、併せてお示しをさせていただきました。先ほど委員から八王子市のお話がありましたが、26市で所得割、均等割の最も高い八王子市では、課税標準額が23番目と低い水準である中、収納率は9番目と比較的高い水準にあります。また、府中市では、保険税水準は低く、課税標準が高い水準にありますが、収納率は20番目という水準となっています。また、福生市におきましては、収納率が26市中26番目という水準ではありますが、保険税の水準としては、所得割が18番目、均等割が11番目と、26市の中では比較的中位となっています。

これらのことから、税率が高水準、また課税標準が低い水準であったとしても、必ずしも収納率の低下に直結しているわけではなく、その因果関係は低いのではないかということが推測されます。

続きまして、資料6をお願いいたします。

資料6は、特別区の所得割、均等割、課税標準額を示したものです。特別区では、所得割を足し上げた平均が資料に記載はありませんが、13.74%となっています。均等割は、



同じく足し上げたものは8万2,000円となっており、26市で最も高い八王子の所得割12.84%、均等割約8万円と比較しましても、特別区の平均を下回っている状況であり、26市と特別区の国保税には大きな差があるということが窺えます。

資料7をお願いいたします。

こちらは、令和6年度の本市の標準保険税率についてです。現行の税率との差は資料のとおりです。また、標準保険税率に対して、現行税率がどのぐらいの割合かという視点で見ますと、所得割は約75%、均等割では67%となっておりまして、均等割のほうが標準保険税率に対して乖離している状況があります。前年度との比較におきましては、介護分で微減しているものの、医療分、後期分では、本市の標準保険税率は上がり続けている状況です。

今回、第1回では、本市の状況、多摩26市の状況、特別区の状況をご報告させていただいておりますが、次回、第2回の中で、税率を改定した場合の調定額への影響やモデル世帯による保険税額の試算など、資料提供をさせていただく予定です。そのほか、協議いただく上で必要な資料がありましたら、可能な限り作成させていただきたく思っておりますので、ご意見として、この後、お伺いできればと思います。

雑駁ではありますが、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、他市の状況、また特別区の状況、また標準保険率についてご説明いただきました。このことにつきまして、皆さんからのご意見を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

被保険者代表 個人的な感想というか意見としては、またここで保険料を見直さなければならぬというのが大前提ですよ。それも方向としては上げざるを得ないという流れですので、前年度の協議と同様に、比較例をいくつかのパターンで示していただき協議の中で落としどころを探るという方法がよいと思います。連続で上がると知り合いの国保加入者からは「また上がるのか」という意見もあり肩身が狭いところですが、財政状況を考えると難しい状況ですので、何通りかのパターンを示していただき、今回の協議では特に令和15年のゴール期間を区切られてしまっていることを念頭に置きながら考えていかざるを得ないと思います。

会長 ありがとうございます。ほかの方はいらっしゃいますか。

被保険者代表 すみません。この健康保険税というものについて、所得によって満額ではなくて減免されるような方々もいると聞いているのですが、そのカットされた部分はどちらが負担されているのですか。

それは市の赤字の部分となっているのか、それとは別のところからお金の出どころがあるのでしょうか。あと、そういった方が国保加入者のうちどのぐらいの割合いるのかわかれば教えていただきたいです。

会長 加入者は何人くらいでしょうか。

事務局 事務局です。令和5年度末において2万1,400人ほどです。また、所得の低い方

については軽減されているようなものがあるのかというところですが、所得状況に応じて、均等割の部分が軽減されるという仕組みがあります。7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、所得が低い方ほど軽減割合が高まっていくというような制度です。例えば所得のない方は所得割がもともと発生していません。均等割のみがかかってくるのですが、その均等割に対し、7割軽減されて、残り3割を支払うという格好になります。

例えばですが、介護分は40歳から64歳までの方が対象ですが、そういったところを除くと、均等割は、医療分、後期分でももともとは4万円という形になります。その4万円に対して7割の軽減が入り、本人負担1万2,000円です。残りの2万8,000円は国、都から交付金が出るような形です。その割合は国が2分の1、そして都が4分の1です。残りの4分の1については本市が負担するという仕組みになっております。均等割の軽減を受けることについては、財政的にも優遇されるというような状況があります。

また、これは国の制度なので、いわゆる赤字は法定外繰入れというもののなのですが、均等割の軽減については法定内の繰入れです。そのため、市が負担をする4分の1は増えますが、その部分は赤字にはなりません。歳出の増、国分寺市が出すお金としては増となりますが、赤字としてはカウントされません。赤字削減計画の対象外ですので、この部分について赤字が増えるというわけではないと考えていただければと思います。

被保険者代表 ありがとうございます。

会長 国と都が補填しているということですね。

事務局 ちなみに、この低所得者に対する軽減賦課は、国保と後期高齢者医療制度、この2つには適用されます。また、どのぐらいの方が軽減の対象となっているのかという点について、軽減の対象を受けている世帯は大体、割合にすると45%程度です。半分までは行かないにしても、そういった方が均等割の軽減を受けられています。また、社会保険の拡大によって、規模の大きな会社に勤める方が抜けていくというところを推測しますと、近い将来、5割になることもあり得るのかなとも思っております。国全体で見ても5割を基本的には超えていて、この制度は独立採算性といわれますが、そのうち半分が低所得世帯、国保が大体、全国平均の50%を少し超え、後期高齢者医療だと、もう少し低所得者の軽減賦課がかかっている人の割合が多いです。本市は全国平均から見ると少し所得が高い方が多いので、50%よりも少ない45%という感じです。都全体でも50%ぐらいです。

会長 事務局からの説明を受け、令和7年度からの税率の改定に向けて、皆さんからご意見があればお願いします。

療養担当代表 すみません。質問させていただきたいのですが、私も同じようにいろいろな事例を見ながら決めていくのがいいのではないかと思います。税率については次回に決定するということですか。

会長 そうですね。はい、方向性だけでも。

事務局 はい。これまでの決め方同様にいくつかのパターンをご用意させていただいて、皆様に協議を頂きたいなと思っておりますので、資料の準備をさせていただきたいと思っ



ています。必要な資料などが協議の上であれば、可能な限り作りたいと思っていますので、ご要望というかご意見頂けたらと思っています。

療養担当代表 では、それを見ながら考えたいと思います。

副会長 大変難しい話ですね。国保の未来をもう少し追求すべきだと思いますし、国民皆保険で、これだけ成り立ってきたのだからこのまま地方に任せていいのかどうか。税というからは、国からもう少し交付金を出すべきことではないかなど非常に難しいですね。

それと、ここでいろいろ議論しても、地方税施行令が出ると、それに従わざるを得ないですね。ここで議論することがもう少し尊重されるものであってもいいような気がします。赤字解消を24年までやると決めたのが、簡単に短縮されるというのは、何となくちょっと不満を感じます。もっと抜本的に立て直さなければいけない時期に来ているのではないかな。勤労者皆保険をするのであれば、それはそれでいいと思うが、それ以外の人に関しては、国がある程度責任を持って出すという形などそういう方向づけをしないといけないと思います。インターネットでも国保が高いと最近出ていましたけれども、やはり国保のことを理解していない人が大勢いると思います。今までの国保の赤字分を解消しているわけなので、そういうことを理解していない人の場合には、また上がっているという印象を持ってしまおうと思います。

だから、国や地方自治体は国保の制度について、機会があるごとにみんなに啓蒙していく必要があるのではないかと、そういう感想を持ちました。

会長 ありがとうございます。それと、今回の税率改定ですが、均等割も含めて議論をしていただきたいです。資料5を見ていただいて、国分寺市の均等割は5万4,000円で16番目ということです。このあたりに関しても事務局より参考資料をいただき議論していてもよろしいでしょうか。皆さんから何かご意見頂けたらと思います。

(一同賛同)

会長 ありがとうございます。

では、本日は、市長から頂きました、国民健康保険税率に関して諮問いただきました。国民健康保険税の課税限度額の検討についてですが、後期高齢者支援金分について24万円ということで皆さんから可決をいただきました。

諮問事項2の国民健康保険税の改定については、次回事務局より税率を上げた際のいくつかのパターンの資料をいただくということでよろしいでしょうか。

事務局 そうですね。今回は8月8日となっておりますが、事前に資料を送付させていただきたいと思っております。その上で改定案などお示しさせていただきたいと考えておりますので、次回、協議を頂けたらと思っております。

会長 ありがとうございます。では次回の連絡を事務局よりお願いします。

事務局 次回の開催は、8月8日木曜日になります。場所は本日と同じで、この会場です。第2回の資料は7月の第4週に、会議録は第3週に送付を予定しております。また、後日でも構いませんので、協議に必要な資料などがありましたら、可能な限りは作成させてい

いただきますので、事務局までご連絡をお願いします。開催スケジュールは郵送しております。開催スケジュールは、次回第2回では、改定内容に関する協議を頂いた後、第3回のその内容に基づいた答申書の作成という形を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 分かりました。では、次回は8月8日木曜日、会議室はこちらのリオンホールですね。では、最後に副会長よりお願いします。

副会長 この時期なので、熱中症だけ気をつけていただきたいということ、やはり朝ご飯を食べていない人や、アルコールを飲んで二日酔いをした人がかかりやすいということで特に注意していただきたいです。あと下痢をした人は熱中症に特にかかりやすいということで、その辺のところで十分注意していただきたいです。尋常でない暑さですので、熱中症に十分気をつけて過ごしていきたいと思います。

以上です。どうも今日はありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。では、これで閉会とさせていただきます。